

第24回 埼玉県新型コロナウイルス感染症専門家会議 次第

日時 令和3年3月4日(木)

18時00分～19時30分

会場 庁議室

1 開会

2 議事

新型コロナウイルス感染症 現状の分析・評価と今後の対応

3 閉会

配布資料一覧

- 1 出席者名簿
- 2 ご議論いただきたいポイント
- 3 配席図
- 4 埼玉県新型コロナウイルス感染症専門家会議設置要綱
- 5 説明資料1 PCR検査等の現状
- 6 説明資料2 陽性率の推移
- 7 説明資料3 陽性者数と退院・療養終了者数の推移
- 8 説明資料4 病床使用率の推移
- 9 説明資料5 3週間の発生動向について（年齢別）
- 10 説明資料6 感染経路内訳（判明日ベース）
- 11 説明資料7 人口10万人あたりの新規陽性者数（1週間ごと）
- 12 説明資料8 ステージ指標の推移について
- 13 説明資料9 発症日別分析等

- 14 説明資料 10 高齢者施設における感染発生施設数及び陽性者数
- 15 説明資料 11 埼玉県における 3 月 8 日以降当面の感染拡大防止策について (案)
- 16 説明資料 12 緊急事態宣言の期間延長に伴う教育関係の対応
- 17 説明資料 13 緊急事態宣言解除要請の日安について (案)
- 18 説明資料 14 有料・サ高住向けの対応について

埼玉県新型コロナウイルス専門家会議出席者名簿

【委員（敬称略 五十音順）】

岡部 信彦	川崎市健康安全研究所 所長（WEB 参加）
金井 忠男	埼玉県医師会 会長（WEB 参加）
川名 明彦	防衛医科大学校 教授（WEB 参加）
坂木 晴世	国立病院機構西埼玉中央病院 専門看護師（WEB 参加）
讃井 将満	自治医科大学附属さいたま医療センター 副センター長（WEB 参加）
竹田 晋浩	かわぐち心臓呼吸器病院 理事長・院長（WEB 参加）
松田 久美子	埼玉県看護協会 会長
光武 耕太郎	埼玉医科大学国際医療センター 教授（WEB 参加）

【県側参加者】

大野 元裕	知事（WEB 参加）
森尾 博之	危機管理防災部長
山崎 達也	福祉部長
関本 建二	保健医療部長
本多 麻夫	保健医療部 参事
萩原 由浩	副教育長（WEB 参加）
岸本 剛	衛生研究所 副所長

ご議論いただきたいポイント

埼玉県現状分析・評価を踏まえた今後の対応について

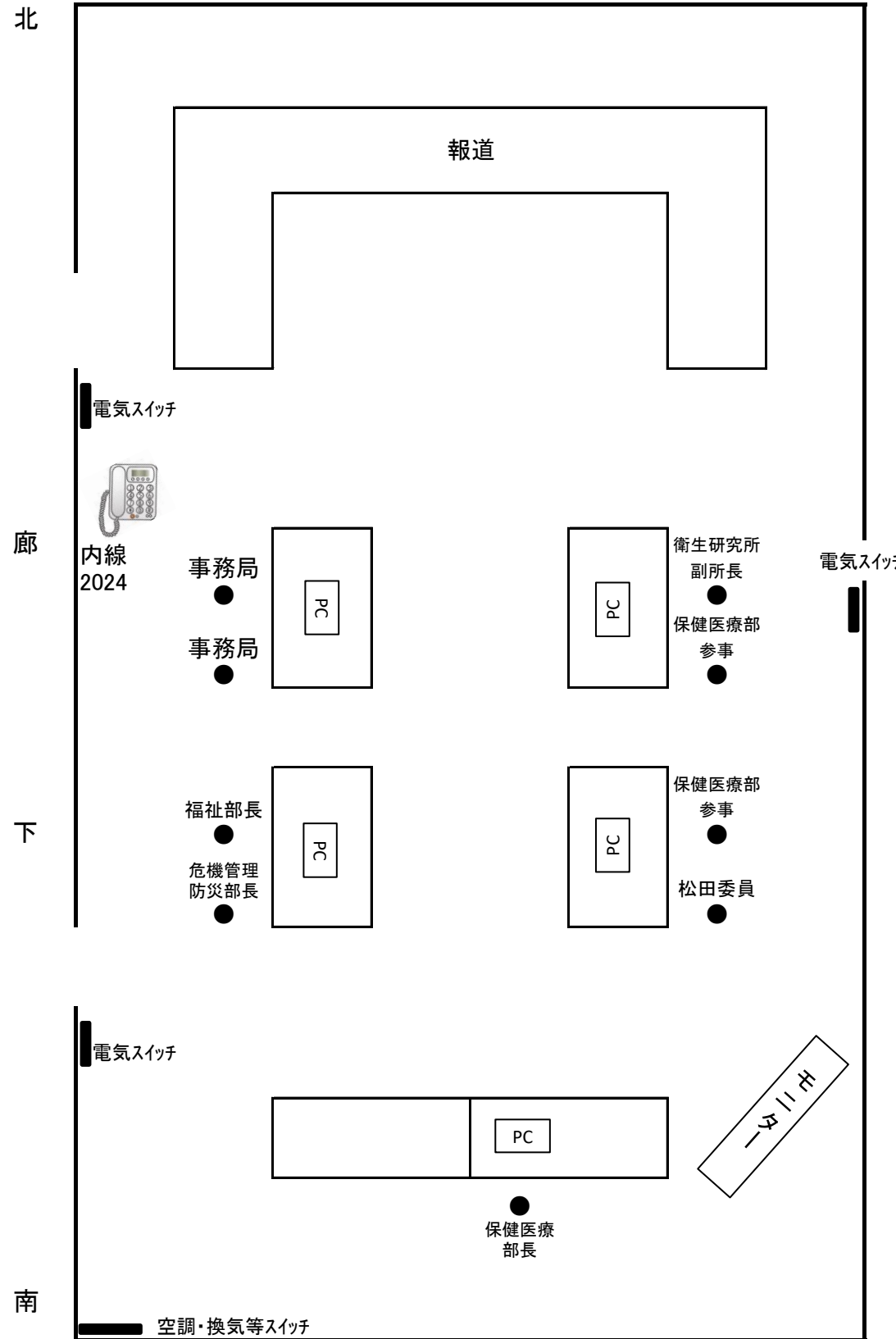
ア 現状の分析・評価

イ 埼玉県における3月8日以降当面の感染拡大防止策について

ウ 緊急事態宣言解除要請の目安について

エ 高齢者施設への感染拡大防止対策

庁議室配席図



埼玉県新型コロナウイルス感染症専門家会議設置要綱

(目的)

第1条 新型コロナウイルス感染症等の発生状況等を踏まえ、本県の実情に合った対策を検討するために、県内外の感染症の専門家からなる「埼玉県新型コロナウイルス感染症専門家会議」(以下「専門家会議」という。)を設置する。

(項目)

第2条 専門家会議は、前条の目的を達成するために、次に掲げる事項について意見を述べるものとする。

- (1) 新型コロナウイルス感染症等に関する県の医療体制に関すること
- (2) 今後取り組むべき感染拡大防止策に関すること
- (3) その他必要とする項目に関すること

(組織)

第3条 専門家会議は、別紙に掲げるメンバーをもって構成する。

2 主宰は知事が行う。

3 主宰に事故あるとき又は主宰が欠けたときは、主宰があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(会議)

第4条 専門家会議は主宰が招集し、意見を聴く項目を提示し、会の進行を行う。

(会議の公開・非公開)

第5条 専門家会議は原則非公開とする。

(事務局)

第6条 専門家会議の庶務は、保健医療部保健医療政策課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、主宰が別に定める。

附則

この要綱は、令和2年3月2日から施行する。

附則

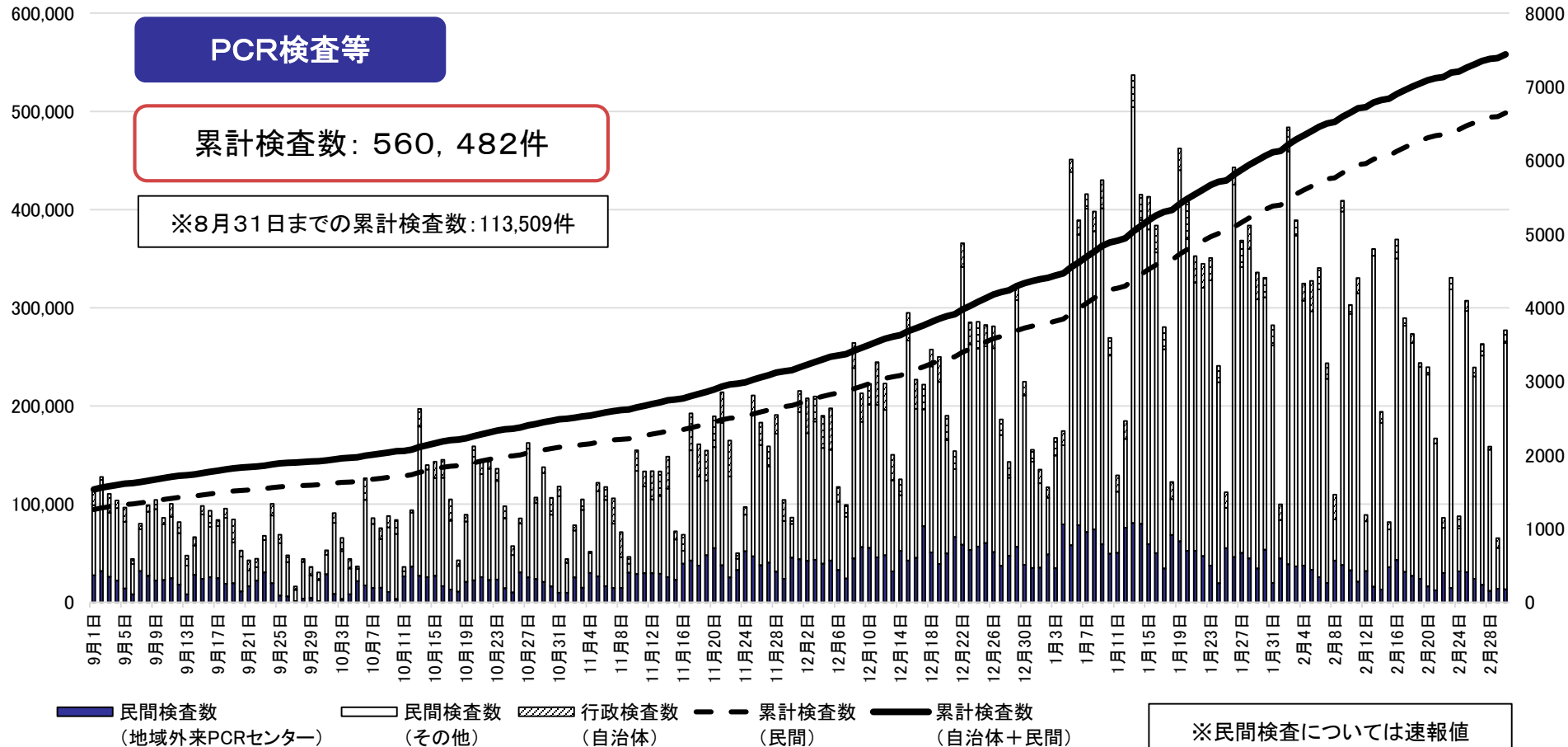
この要綱は、令和3年1月27日から施行する。

別紙（第3条関係）

岡部 信彦	川崎市健康安全研究所 所長
金井 忠男	埼玉県医師会 会長
川名 明彦	防衛医科大学校 教授 ＜内科学（感染症・呼吸器）＞
坂木 晴世	独立行政法人国立病院機構西埼玉中央病院 感染症看護専門看護師
讚井 將満	自治医科大学附属さいたま医療センター 副センター長
竹田 晋浩	かわぐち心臓呼吸器病院 理事長・院長
松田 久美子	埼玉県看護協会 会長
光武 耕太郎	埼玉医科大学国際医療センター教授 ＜感染症科・感染制御科＞

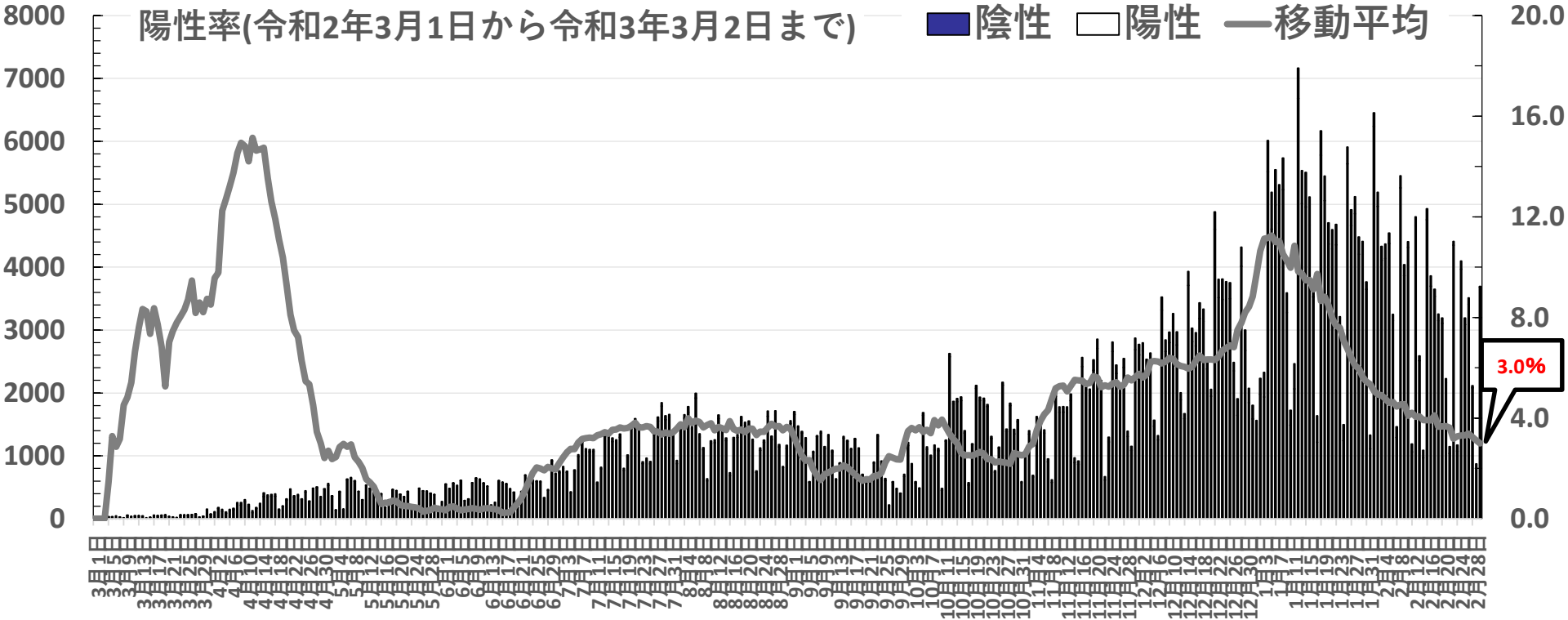
PCR検査等の現状

資料 1



陽性率の推移

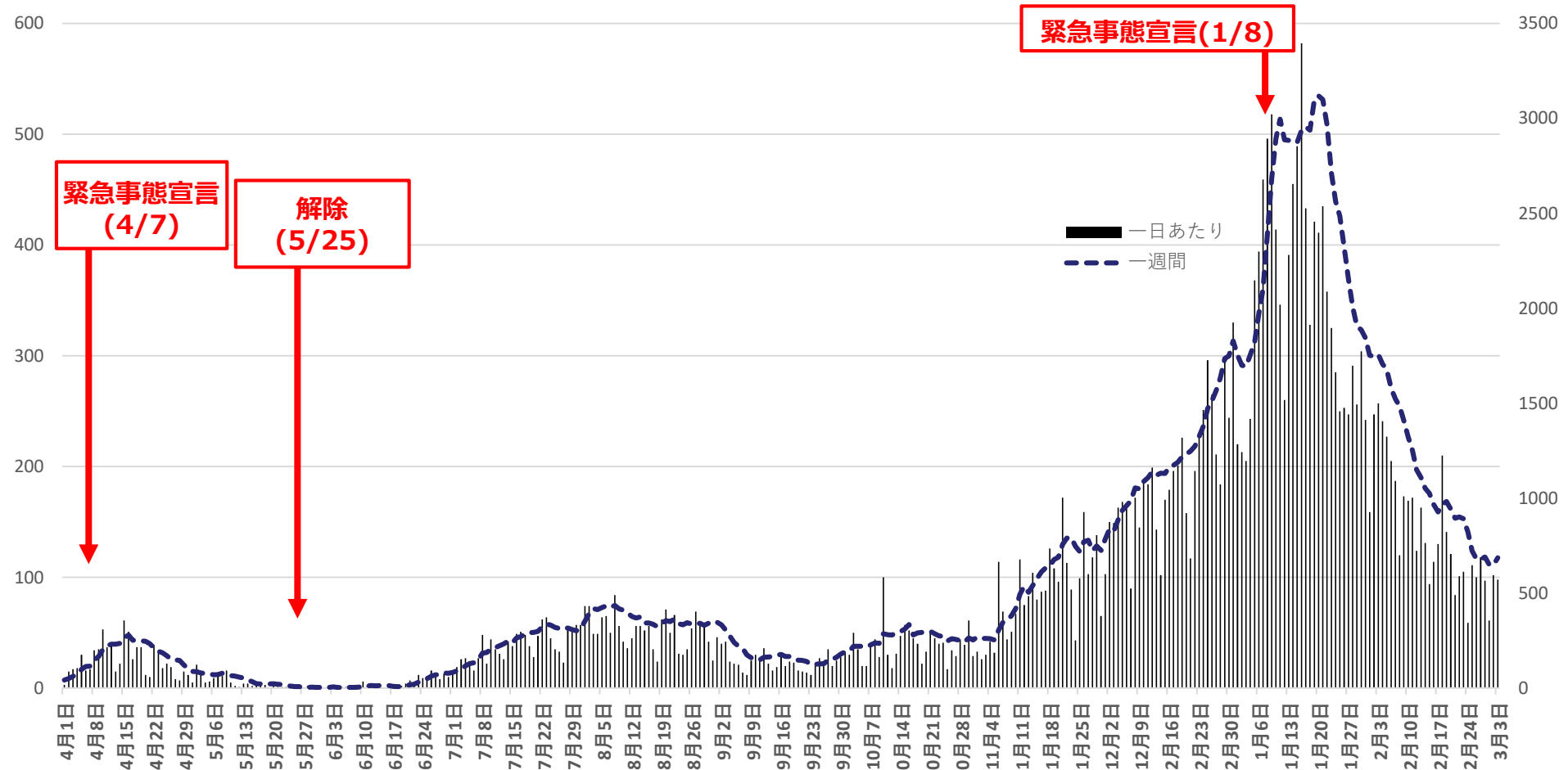
資料 2



※陽性率は、民間検査の検査人数が報告されるまでのタイムラグなど日々の結果のばらつきを平準化し全体の傾向を見る趣旨から、移動平均の値を使用。
「過去7日間に判明した陽性者数」を「過去7日間に判明した陽性者数と陰性者数の和」で除した値を、その日の「陽性率(移動平均)」としている。
※民間検査分は速報値であるため、遡って数値を修正する場合がある。
※陰性確認のための検査は含まれていない。

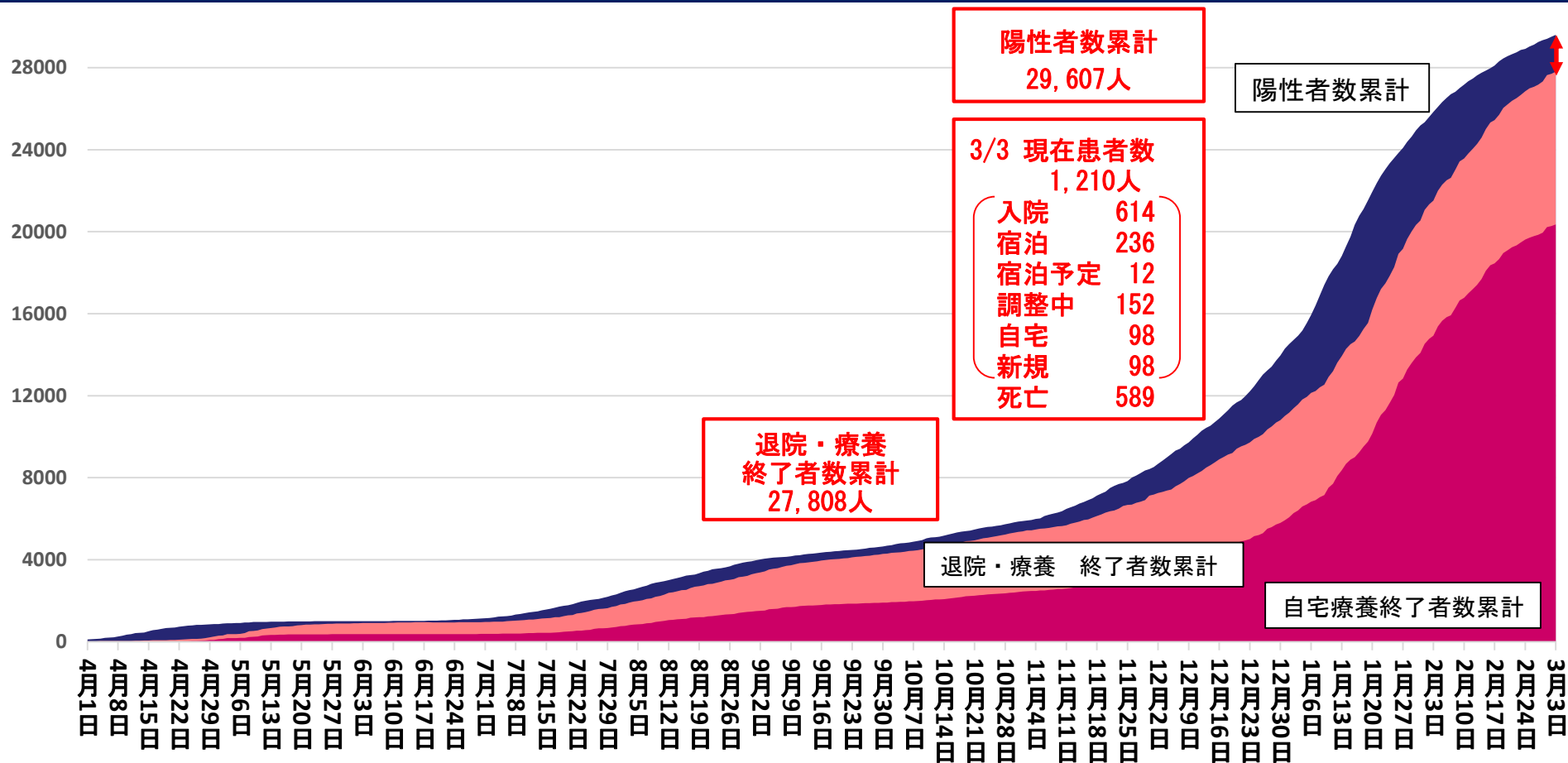
陽性者数の推移(日別)

資料 3



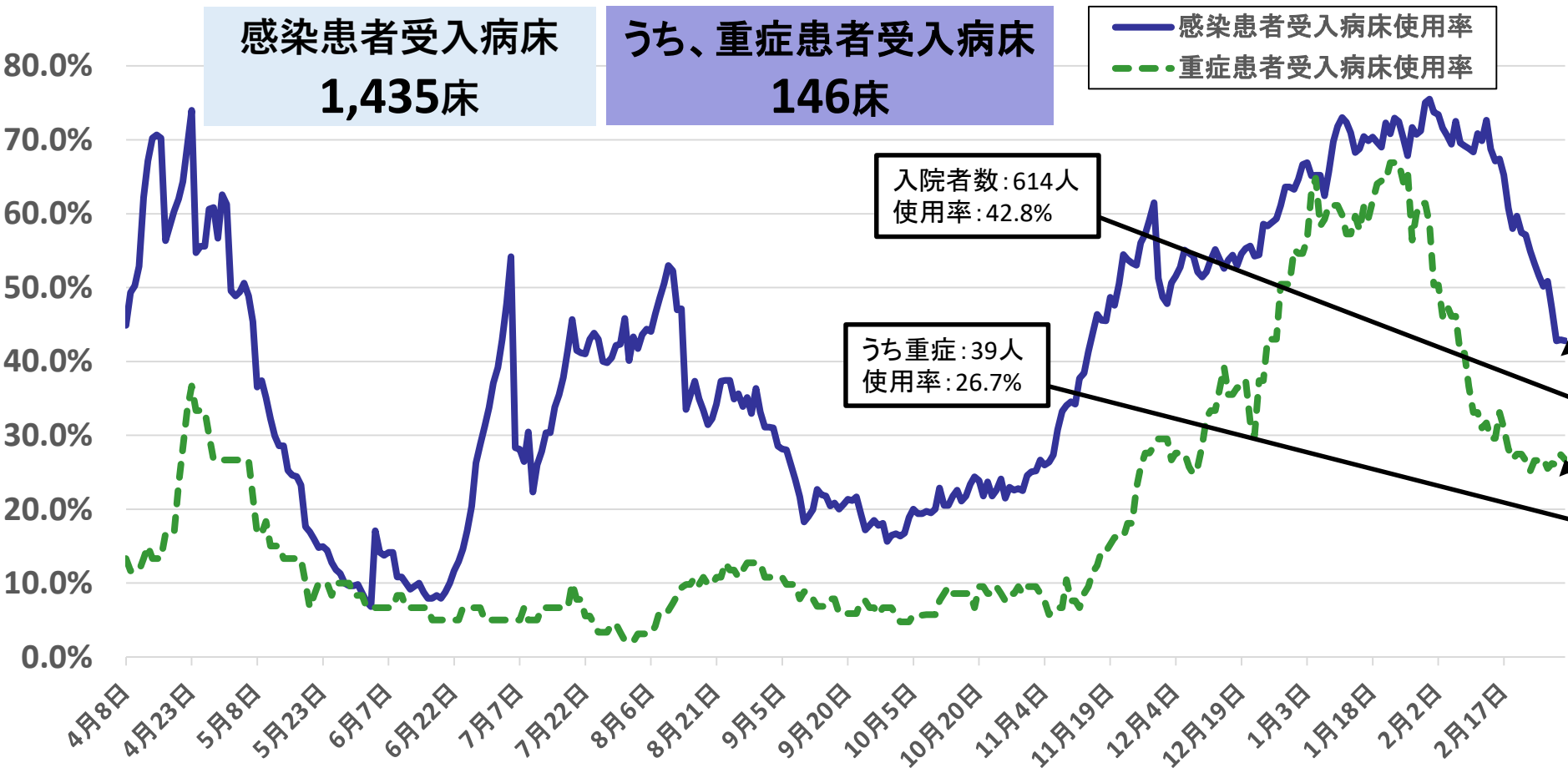
陽性者数と退院・療養終了者数の推移(累計)

資料 3-1



病床使用率の推移

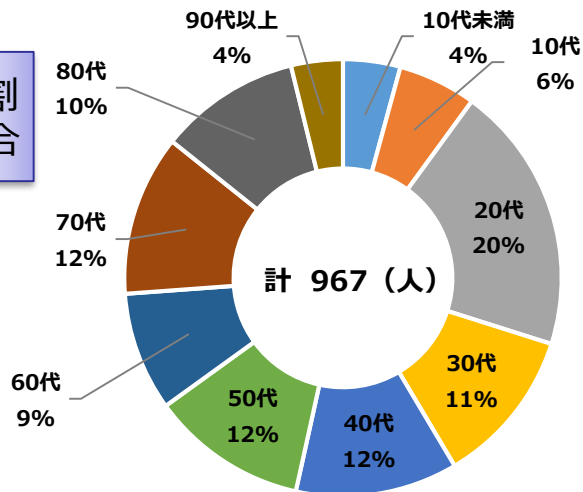
資料 4



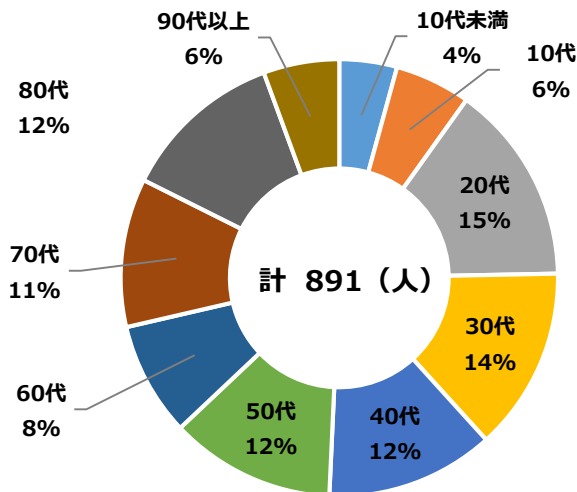
3週間の発生動向について(年齢別)

資料5

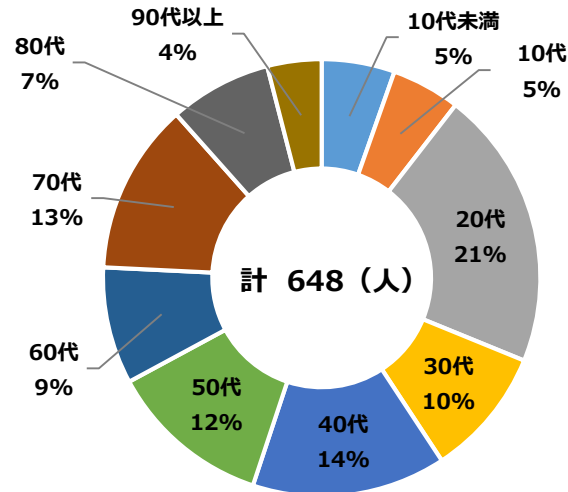
①2月10日～2月16日



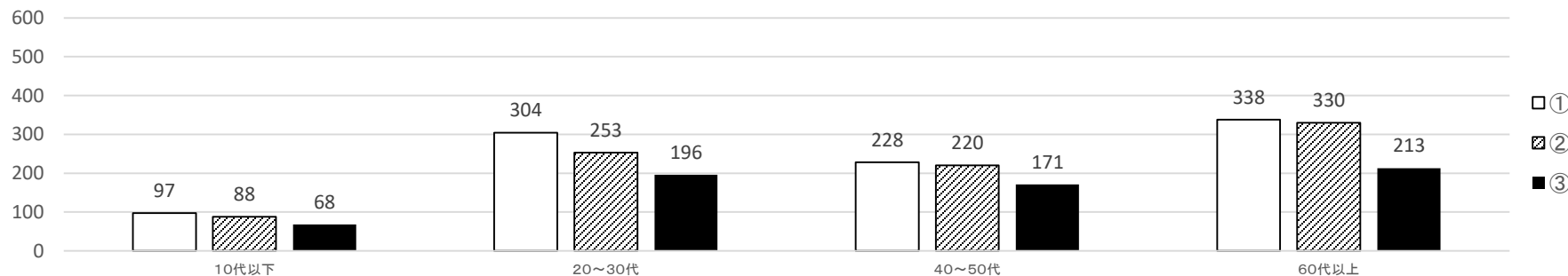
②2月17日～2月23日



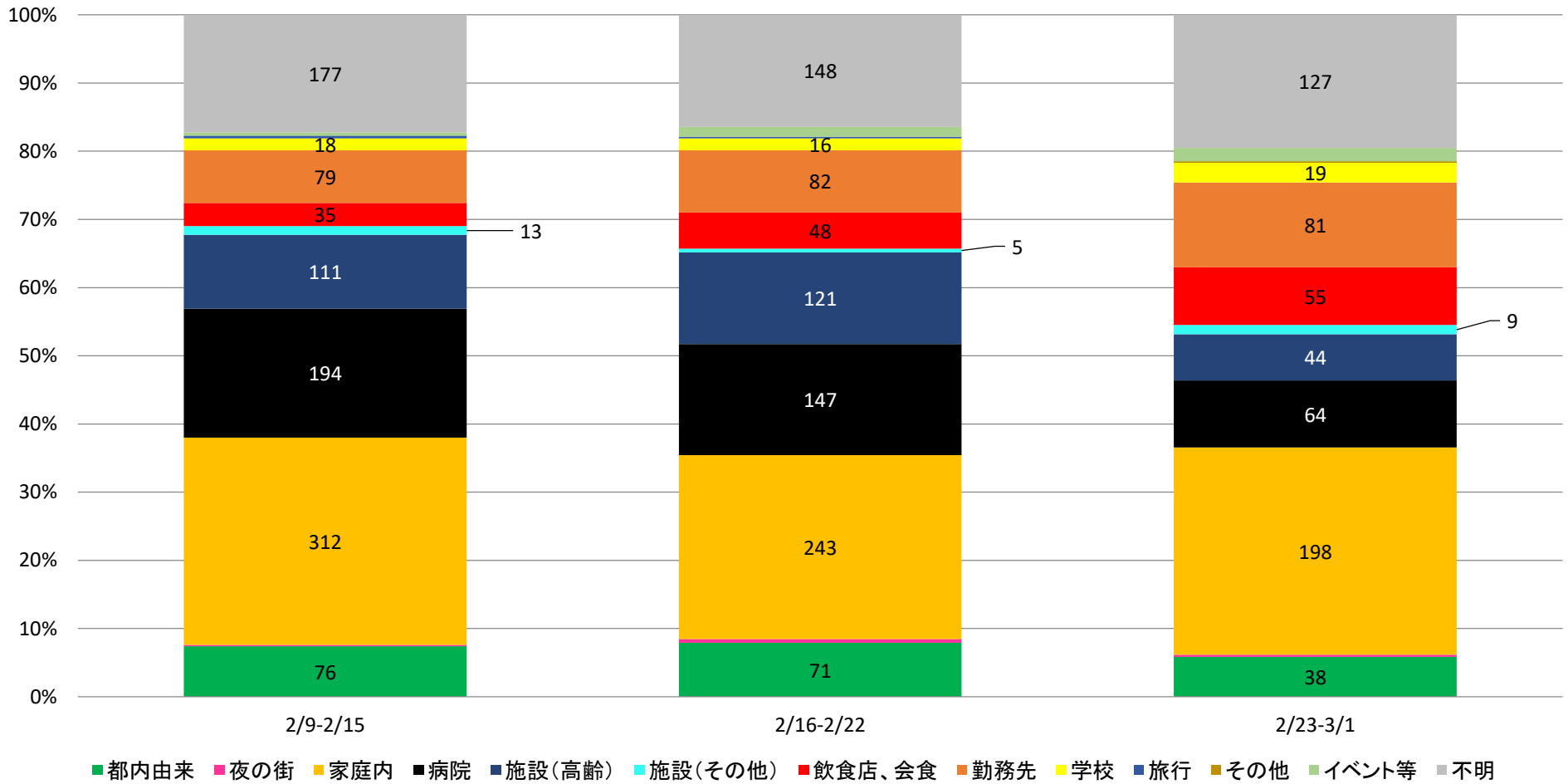
③2月24日～3月2日



実数



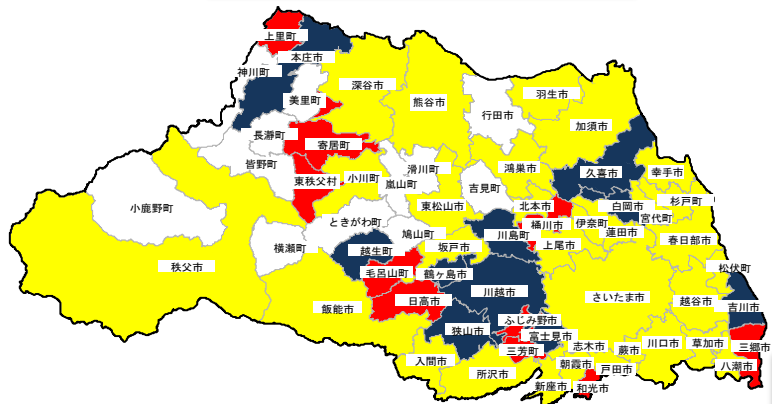
感染経路推移【1週間ごと・構成比】(判明日ベース) 資料6



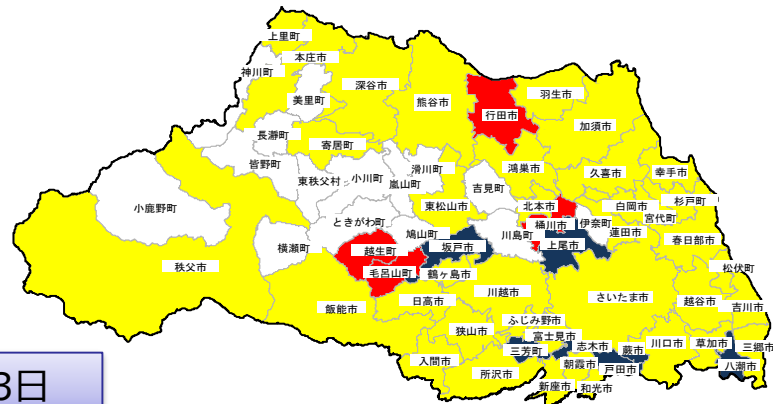
人口10万人あたりの新規陽性者数(1週間ごと)

資料7

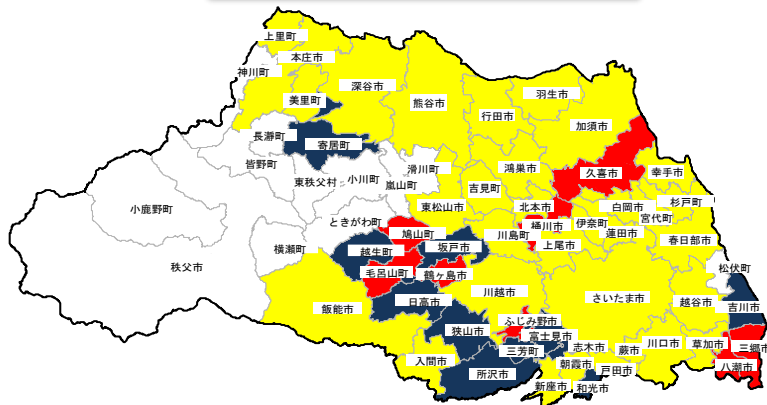
2月10日～2月16日



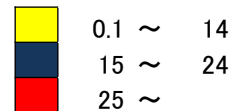
2月24日～3月2日



2月17日～2月23日



(人口10万人あたりの人数)



埼玉県の感染動向の推移について(ステージ指標)

資料 8

	ステージⅢ指標 (ステージⅣ指標)	2月17日	2月24日	3月3日
病床全体占有率	確保想定病床の 占有率20%以上 (50%以上)	62.2% (871/1,400)	49.0% (718/1,466)	41.8% (614/1,469)
うち重症病床占有率	確保想定病床の 占有率20%以上 (50%以上)	22.0% (44/200)	19.0% (38/200)	19.5% (39/200)
療養者数	人口10万人当たりの 全療養者数15人以上 (25人以上)	29.5人 (2,163人)	21.0人 (1,538人)	16.5人 (1,210人)
PCR検査陽性率 (※ 1週間の平均)	10%	3.9%	3.3%	3.0% ※3月1日の数値
新規報告数	15人/10万人/週以上 (25人以上)	12.6人 (928人)	11.2人 (821人)	9.4人 (687人)
直近 1 週間と 先週 1 週間の比較	直近 1 週間が 先週 1 週間より多い	0.70	0.88	0.84
感染経路不明割合	50%	35.3%	35.7%	38.6%
※参考 実効再生産数	※計算式 =(直近7日間の新規陽性者数/その前 の7日間の新規陽性者数)^(5日※/7 日)※平均世代時間を5日と仮定	0.777	0.916	0.880

ステージ指標1都3県比較（0303時点）

資料8-1

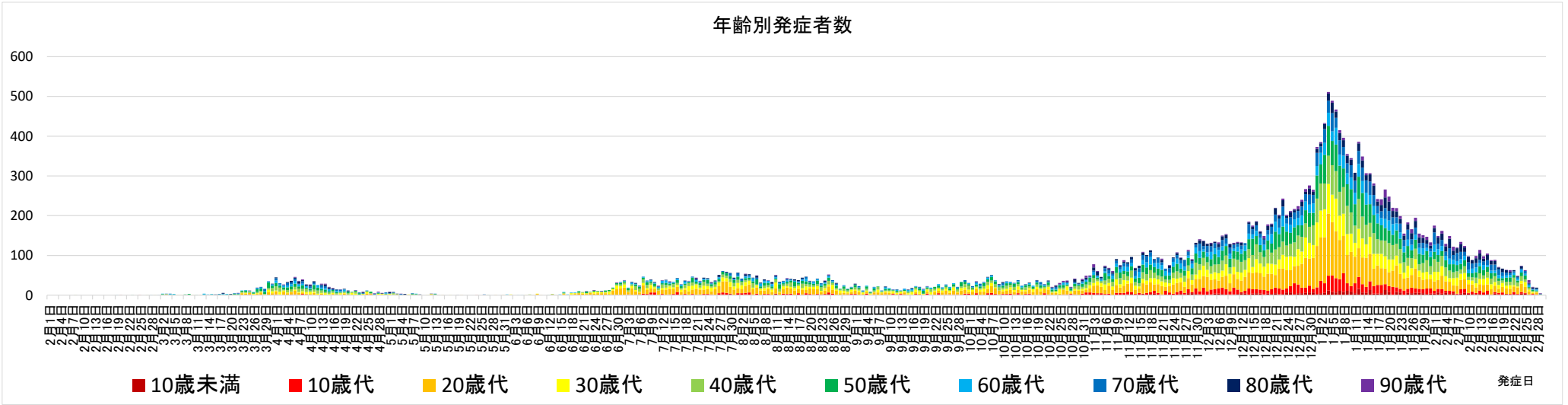
	医療提供体制などの負荷			監視体制	感染の状況		
	病床のひっ迫具合		療養者数	PCR陽性率	新規報告数	直近1週間と 先週1週間の 比較	感染経路 不明割合
	病床全体	うち重症者用病床					
ステージⅢ指標 (ステージⅣ指標)	確保想定病床の20%以上 (50%以上)		人口10万人当たりの 全療養者数 15人以上 (25人以上)	10%	1週間 10万人当たり 15人以上 (25人以上)	直近1週間が 先週1週間より多 い	50%
埼玉県	41.8%	19.5%	16.5人	3.0%	9.4人	0.84	38.6%
東京都	31.0%	^{※1} (15.8%)	21.4人	3.2%	14.0人	0.94	49.3%
神奈川県	28.7%	14.2%	11.0人	3.6%	8.7人	1.02	41.0%
千葉県	48.2%	13.9%	22.8人	5.2%	14.1人	0.98	38.0%

※各自治体HP等による

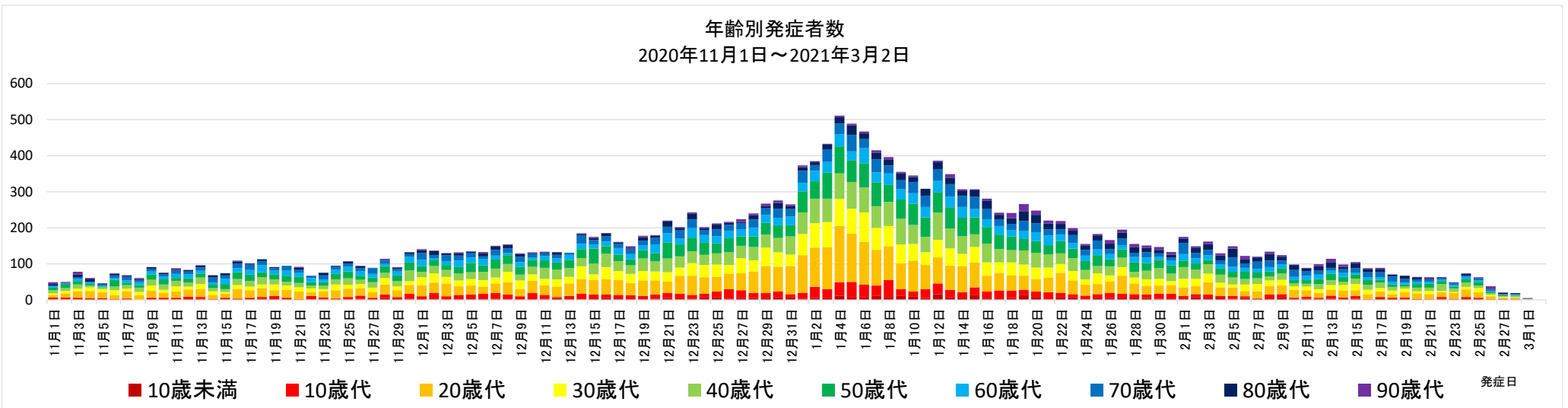
※1東京都の定義による重症者数を計上

年齢別発症者数（発症日ベース）

年齢別発症者数

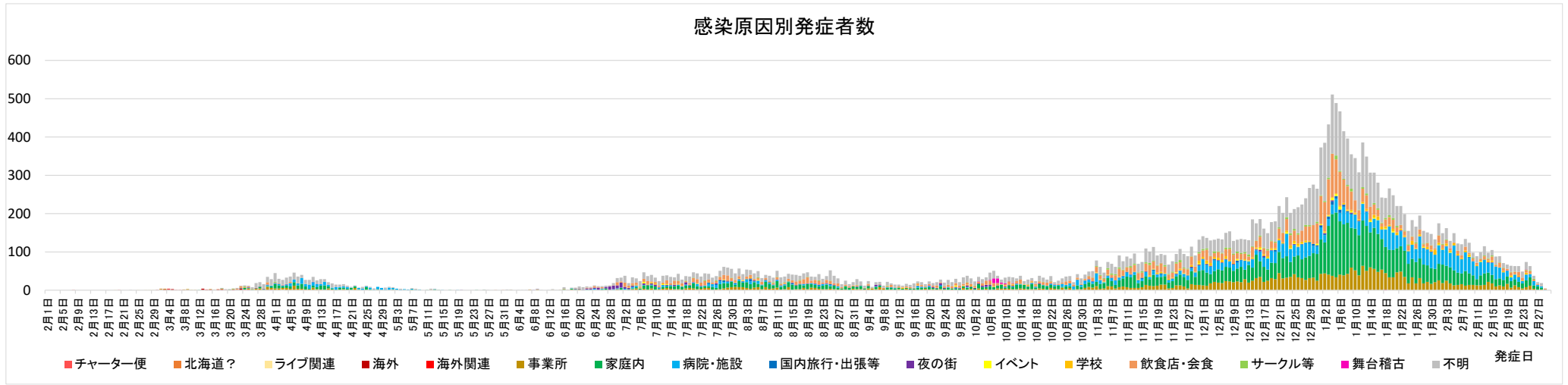


年齢別発症者数
2020年11月1日～2021年3月2日

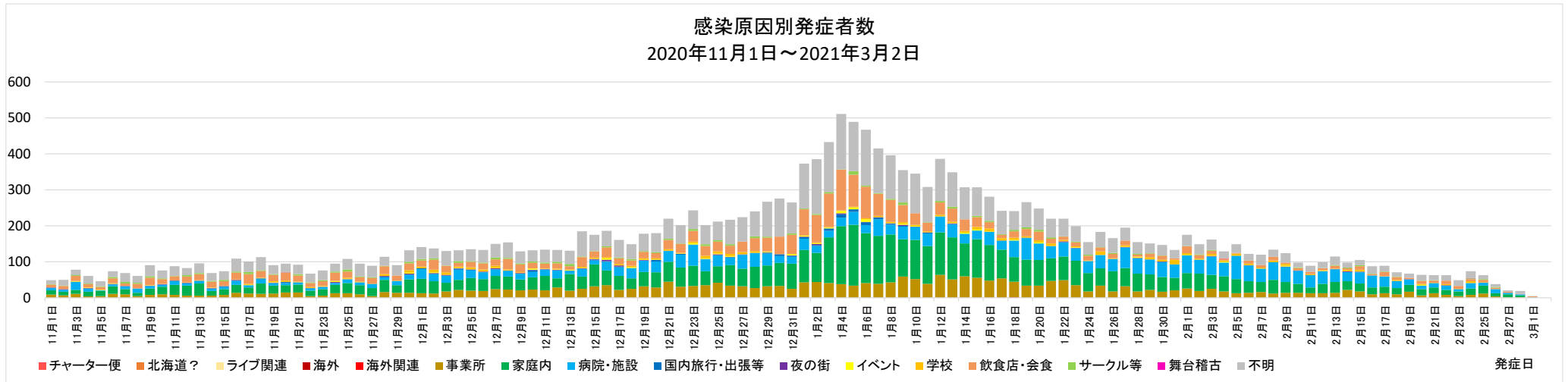


感染原因別発症者数（発症日ベース）

感染原因別発症者数

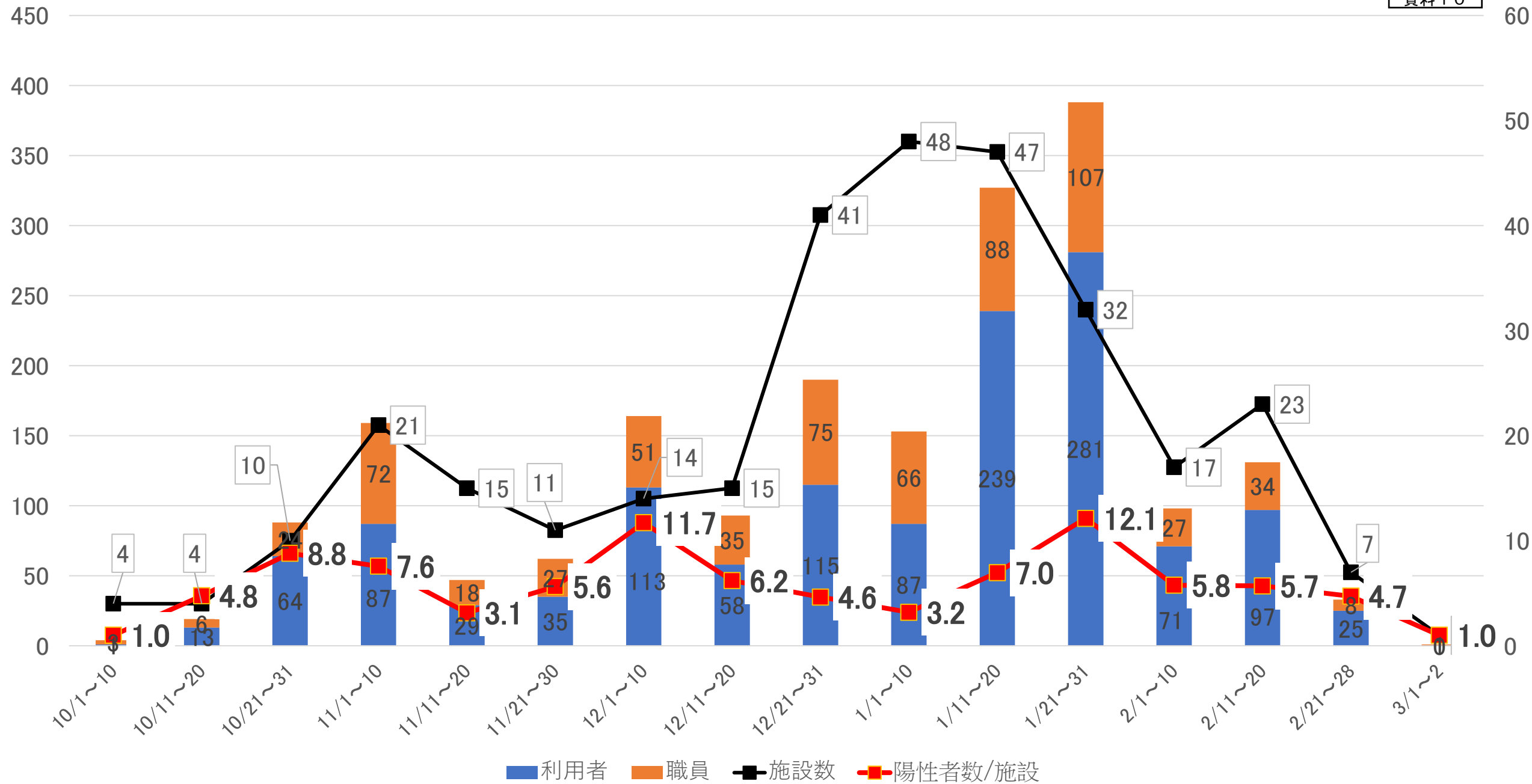


感染原因別発症者数
2020年11月1日～2021年3月2日



高齢者施設における感染発生施設数及び陽性者数(職員・利用者) (10日間ごと、初発日ベース) 令和3年3月2日現在

資料10



埼玉県における3月8日以降当面の感染拡大防止策について（案）

資料11

令和3年3月4日

埼玉県を含む首都圏の一都三県に発出されている緊急事態宣言が3月7日に期限を迎えます。

そこで、緊急事態宣言が延長された場合を想定し、本県における新型コロナウイルス感染症対策を以下のとおり実施することについて御意見を伺います。

I 緊急事態措置等の対象区域

埼玉県全域

II 実施期間

令和3年3月8日（月）から令和3年3月21日（日）まで

III 緊急事態措置等の内容

1 ① 外出自粛の要請【法第45条第1項適用】

不要不急の外出、県境をまたぐ移動の自粛。特に、午後8時以降の不要不急の夜間外出自粛

（医療機関への通院、食料・医療品・生活必需品の買い出し、必要な職場への出勤、通学、屋外での運動や散歩など生活や健康の維持のために必要な場合を除く）

2 施設の使用制限等の要請【法第24条第9項適用】

(1) 飲食店の営業時間の短縮等

① 令和3年3月8日(月)午前0時から令和3年3月21日(日)午後12時まで

対象：県内の

飲食店：飲食店（居酒屋を含む。）、喫茶店等（宅配・テイクアウトサービスを除く。）

遊興施設等：バー、カラオケボックス等で、食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗

※ ネットカフェ、漫画喫茶を除く（感染防止対策の徹底を要請）

内容：営業時間 午前 5時から午後8時まで

酒類提供時間 午前11時から午後7時まで

(2) 感染症対策の徹底

彩の国「新しい生活様式」安心宣言及び業種別ガイドラインを活用・遵守し、感染症対策を徹底

3 催物（イベント等）の開催制限の要請【法第24条第9項適用】

参加人数5,000人以下 かつ 収容率50%以内（国が示す目安を上限）

※ あわせて、営業時間を午後8時までに短縮していただくよう願います。

4 その他の要請【法第24条第9項適用】

(1) 県民に対して

- ・ 営業時間の短縮を要請している県内の飲食店等の午後8時以降の利用回避
- ・ 会食・飲み会は、4人以下（家族の場合や介助者を除く）で行い、長時間にならないようにすること
- ・ 感染症対策が十分にとられていない施設の利用は回避すること
- ・ 買い物は、できる限り一人で行くこと

(2) 事業者に対して

- ・ テレワークの徹底（目標値：出勤者数を7割削減）
- ・ 在宅勤務・時差出勤の徹底
- ・ 事業の継続や時差出勤に必要な場合を除き、午後8時以降の勤務を抑制
- ・ 職場・寮における感染防止策の徹底
- ・ 従業員への基本的な感染防止策の徹底や、会食自粛等の呼びかけ

5 県立学校における感染防止対策等の要請【法第24条第7項適用】

県教育委員会に対し、県立学校における感染防止対策の徹底並びに県立博物館、美術館及び図書館等について休館等を要請する。

IV 緊急事態措置等とあわせた対応

1 県主催イベント等の取扱い

県主催イベント、行事については、原則、中止又は延期する。

ただし、この期間に実施する必要がある、やむを得ず開催する場合は、徹底した感染防止対策を講じる。

※ 指定管理者に対しては県の考え方を伝え、同様の対応を要請する。

2 屋内県有施設の取扱い

原則として、休館する。

ただし、県民活動への影響を考慮し、貸館など既に施設利用の予約が行われている場合などは除くこととする。この場合においては、主催者などに対して感染対策を厳格に行うよう強く要請する。

3 県民への働きかけ

- ・ 卒業旅行、謝恩会、飲食を伴う花見、歓送迎会などは控えること
- ・ 会食中の感染防止対策の徹底（「静美食」の実践、会話時のマスク着用など）
- ・ ソーシャルディスタンスを確保し、マスクなしでの会話を避けること。特に平日・休日ともに混雑した場所での食事は控えること
- ・ 会食は、できるだけ、同居家族以外ではいつも近くにいる人で

4 事業者への働きかけ

(1) 営業時間の短縮及び人数上限等

劇場、観覧場、映画館又は演芸場、集会場又は公会堂、展示場、ホテル又は旅館（集会の用に供する部分に限る。）、運動施設又は遊技場及び博物館、美術館又は図書館には、できる限り営業時間を午後8時まで、酒類の提供を午前11時から午後7時までとするとともに、人数上限5,000人、かつ、収容率要件50%以下としていただくようお願いします

(2) 営業時間の短縮

遊興施設（食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗及び法第24条第9項で営業時間の短縮を要請する施設を除く。）、物品販売業を営む店舗（1,000平米超。食品、医薬品、医療機器その他衛生用品、再生医療等製品又は燃料その他生活に欠くことができない物品として厚生労働大臣が定めるものの売場を除く。）、サービス業を営む店舗（1,000平米超。生活必需サービスを除く。）には、できる限り営業時間を午後8時まで、酒類の提供を午前11時から午後7時までとしていただくようお願いする。

1. 学校における対応

県立学校における学校運営の基本方針

感染防止対策を徹底しながら、引き続き**教育活動を継続**

① 感染予防の徹底

- 健康観察の徹底（体調不良の際は登校させない）
- 手洗いの徹底と適切な換気・保湿、マスクの着用
- 食事中の会話禁止（会話は食事後にマスクを付けてから）
- 授業等における合唱・調理実習等の中止
- チェックリストによる感染防止対策の徹底
- 集団感染事例集の有効活用

② 登下校時の3密の回避

- 電車・バス等による登下校時の過密状態を極力避けるため、原則として、始業時刻の繰り下げや短縮授業等の実施

③ 部活動

- 条件を付して試行

④ 修学旅行等学校行事

- 修学旅行等は、目的地等の状況、生徒の心情等を踏まえ、保護者の十分な理解を得て、実施の可否を判断

⑤ 卒業式・入学式等

- 卒業生・新入生、教職員、保護者(1名まで)で実施
※特別支援学校においては、児童生徒の状況に十分配慮して実施
- 卒業旅行、式後の集まりや会食の自粛

2. 家庭における対応

⑥ 家庭へのお願い

- 規則正しい生活習慣の徹底（体調不良の際は登校しない・させない）
- 手洗いの徹底と適切な換気・保湿、マスクの着用
- 不要不急の外出、会食等の自粛

※ 小・中学校等の実態を踏まえつつ、同様の内容を市町村へも要請

1. 趣旨

緊急事態宣言の延長が行われるにあたり、解除に向けて目指すべき数値の目安を示すことで、県民の皆様の**行動変容を促していく**

2. 解除要請の目安

- ① **入院中の患者数が500人以下（1週間平均）** ⇒病床移行フェーズⅢ（1,000床）の1/2
⇒解除にあたっては、医療機関の負担軽減が最重要事項
⇒県の病床確保計画におけるフェーズⅣ移行要請を行った日（11/23）の入院患者数が552人であることから、解除にあたっては、それを下回る500人以下を目標とする
- ② **1週間の新規陽性者数が人口10万人あたり7.0人以下※1日当たり73.4人**
⇒ステージⅢ指標である15人の半分以下を目指す
- ③ **東京都の新規陽性者数が1日140人以下（1週間平均）**
⇒隣接する東京都の新規陽性者数は本県にとって重要な指標

 ①～③を全て満たした場合、専門家の意見を踏まえ解除要請を**総合的に判断**

『有料老人ホーム』『サービス付き高齢者向け住宅』の対策

高齢者施設の
緊急対策 第8弾

- ◆大手10法人を緊急訪問し、感染対策の徹底を依頼！
- ◆全ての職員約30,000人に感染防止対策リーフレットを配布！

R2.11 緊急会議 法人運営者対象

R2.12 一斉巡回 施設管理者対象

⇒今回(R3.3.8～)は、全ての職員を対象に周知

現状・課題

- ◆特養などに比べると入所者の自立度が高い。
- ◆そのため、職員が少なく、看護師等の配置も義務付けられていない。

➡ 感染が発生すると、一気に運営が厳しくなる。

◆これまでの事例から**7つのポイント**を集約したリーフレットを作成

① 入居者の健康管理

② 職員の健康管理

③ マスク、手指消毒の徹底

④ 食堂など密の回避

⑤ ゾーニングの徹底

⑥ 個人防護具の適切な着用

⑦ 専門家の助言の遵守

ここがポイント！

～新型コロナウイルス感染症 7つの対策～

感染の防止・感染の早期発見のために

感染を広げないために

有料・サ高住の特徴

- 一般的に、特養や老健等に比べて入居者の自立度が高い。
- 職員基準がなく、医師や看護師等の配置が義務付けられていない。（特定施設を除く）

➡ 早期に感染を把握し、拡大を防止することが大切

【県内の感染発生状況】

	施設数	感染発生*
有料	658	44
サ高住	427	19
計	1,085	63

* R3年2月末現在

1 入居者の健康管理



- (感染管理認定看護師の助言)
- ・ 1日2回の検温や食事の際などに、健康状態を確認
 - ・ 記録しておくことが大切



3 マスク、手指消毒の徹底



要注意 3人組

- ・ マスクはぴったりしたサイズで
- ・ 外した後には手洗いを忘れず



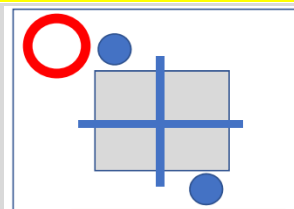
2 職員の健康管理



- ・ 出勤前後の検温と記録を
- ・ 体調不良時は勤務しない
- ・ 発熱だけでなく鼻水や咳も注意
- ・ 職員のバックアップ体制が必要



4 食堂など密の回避



* はす向かいにして、前後左右にパネル設置

- ・ 居室は個室でも、食堂や交流スペースは密になりがちですので注意してください



5 ゾーニングの徹底

- ・ 汚染区域と清潔区域が曖昧だと、全部が汚染区域になってしまいます。
- ・ 目で見てすぐに分かるように表示することが大切



6 ガウン、手袋、ゴーグル等、个人防护具の正しい着用

- ・ 正しく着用
- ・ 不要な場所では着用しない
- ・ 正しく廃棄



7 専門家の助言遵守



COVMATなど、専門家の助言・指導は効果的です。



新型コロナウイルス感染症対策に役立つ情報

感染対策を学ぶ

1 研修動画

県が作成した福祉施設向け研修動画です。

- ①福祉施設における感染防止対策
- ②介護福祉施設の感染対策
～実践レベルの取り組み～
- ③オンライン研修「事例から学ぶコロナ対策」

2 事例集・チェックリスト

県内の施設での実際の取組を紹介しています。
チェックリストで感染対策の再確認ができます。

3 国が作成した感染対策の手引き

『介護現場における感染対策の手引き』

感染対策の支援を受ける

4 互助ネットワーク

県では、入所施設でクラスターが発生した場合に備え、お互いに職員を派遣して助け合う体制を構築しています。

3月1日現在368施設が登録。

5 eMAT（イーマツト）

県では、感染が発生した施設に、感染管理認定看護師がオンラインで支援する仕組みを作りました。
現地の様子をカメラで映していただきながら、直接アドバイスします。

これらの情報は、県HP に掲載されています。 <https://www.pref.saitama.lg.jp/a0603/kaigo-net/index.html>